

遊休農地利用意向調査に係る 農地中間管理事業関連事務処理要領

(目的)

遊休農地利用意向調査に係る農地中間管理事業関連事務処理要領(以下「要領」という。)については、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)、法施行令(昭和27年政令第440号)、法施行規則(昭和27年農林省令第79号)及び農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日12構改B404)及び法の運用について(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号。以下「運用通知」という。)に基づき、遊休農地利用意向調査について農業委員会から公益財団法人しまね農業振興公社(以下「公社」という。)に対して情報提供される農地に関する事務手続きに係る事項を定め、もってその業務の適正な運用に資することを目的とする。

I 法第35条関係

(農業委員会の通知)

- 第1 法第35条第1項の規定により、利用意向調査に係る農地の所有者等から、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明がなされた場合は、別記様式例1により、農業委員会から公社に対して通知するものとする。
- 2 前項で、農業委員会から公社に対して行われる通知には、当該農地の位置がわかる図面及び状況のわかる写真又は当該農地の状況がわかるものを添付するものとする。
- ただし、過年度継続分について前項で通知している場合にあっては、この限りではない。

(農地中間管理権の取得に係る協議及び調整)

- 第2 公社は、第1により農業委員会から通知がなされた場合は、「公益財団法人しまね農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程」(平成26年3月28日制定。以下「規程」という。)第5条の内容を確認したうえで、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)の区域内の農用地等については、目標地図(基盤法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。)の実現に向けて、借受希望者が明確でない場合又は遊休農地の黄色区分のうち、基盤整備事業による利用条件の改善が予定されていない場合を除いては、積極的に農地中間管理権(以下「管理権」という。)を取得するものとする。
- なお、地域計画の区域外の農用地等については、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められる場合には、規程第7条第1項に規定する要件に適合する借受者が見込まれないときを除き、管理権を取得することを検討するものとする。
- 2 前項で、公社は、借受希望者が存するか否かについて規程第20条の規定に基づいて委託している委託先(以下「委託者」という。)に確認し、存する場合は、別記様式例2により当該借受希望者に対して、規程第7条の要件を確認したうえで、協議及び調整を行うよう委託者に依頼するものとする。ただし、事前に協議及び調整がなされている場合にあってはこの限りではない。

(所有者等への通知)

- 第3 前第2の2で、協議及び調整が調い、管理権を取得することとなった場合は、公社は、法第35条第2項に基づく所有者等に対する協議について委託者に対し要請するものとし、管理権を取得できないと判断した場合は、別記様式例3により農業委員会

及び所有者等に対して通知をするものとする。

II 法第 36 条関係【勧告を行った場合】

(農業委員会の通知)

第 4 法第 36 条第 2 項の規定により、農業委員会は、勧告を行った場合は、次の一から三に掲げる内容を確認したうえで、別記様式例 4 により、公社に対して通知するものとする。

この場合、添付書類は、第 1 の 2 に準ずるものとする。

- 一 該当農地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難である
- 二 一以外の場合であって、その農地の周囲の状況からみて、その農地を復元しても継続して利用することができないと見込まれる
- 三 該当農地の所在地内において農地借受希望者が存するか否か

(農地中間管理権の取得に係る協議及び調整)

第 5 公社は、第 4 により農業委員会から通知がなされた場合の取扱いは、第 2 に準ずるものとする。

(所有者等への通知)

第 6 所有者等への通知については、第 3 に準ずるものとする。

(裁定の申請)

第 7 前第 6 で、第 4 の内容を確認したうえで、公社が管理権を取得すると判断した場合において、勧告があった日から起算して 2 月以内に所有者等との協議が整わず、又は協議を行うことができない場合は、公社は、当該勧告があった日から起算して 6 月以内に島根県(以下「県」という。)に対して別記様式例 5 により裁定を申請することができるものとする。

(裁定の通知)

第 8 公社は、法第 40 条第 1 項で、県が裁定をし、公社に通知がなされたときは、委託者に対してその旨を通知するものとする。

III 法第 41 条関係【所有者を確知できない場合】

(農業委員会の通知)

第 9 法第 41 条第 1 項の規定により、農業委員会は、同第 32 条第 3 項の規定による公示を行った場合において、所有者等から申し出がないときは、内容を確認したうえで、別記様式例 6 により、公社に対して通知するものとする。

2 前項で、内容の確認及び添付書類は第 4 に準ずるものとする。

(借受希望者に対する協議及び調整)

第 10 公社は、第 9 及び前第 9 により農業委員会から通知がなされた場合の取扱いは、第 5 に準ずるものとする。

(裁定の申請)

第 11 公社は、第 10 で、利用権を設定できると判断した場合は、法第 41 条第 1 項の規定に基づき 4 月以内に別記様式例 7 により、県に対して利用権の設定に関し裁定を申請することができるものとし、利用権の設定ができないと判断した場合は、別記様式例 8 により農業委員会に対して通知するものとする。

(裁定の通知)

第 12 公社は、裁定を申請し、法第 41 条第 3 項で県から裁定通知がなされたときは、委託者に対してその旨を通知するものとする。

(供託)

第 13 公社は、法第 41 条第 4 項により利用権を取得し、同条第 5 項による当該利用権の始期までに行う補償金の供託について、当該農地の所在地の以下に掲げる供託所においてするものとし、手続き等については、委託者と連携して当該供託所と事前に協議を行うものとする。

農地の所在地	該当供託所
松江市、安来市	松江地方法務局
雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市、大田市	松江地方法務局出雲支局
川本町、美郷町、邑南町、江津市、浜田市	松江地方法務局浜田支局
益田市、津和野町、吉賀町	松江地方法務局益田支局
隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村	松江地方法務局西郷支局

IV 運用通知第 3 の 5 関係

(農業委員会の通知)

第 14 農業委員会は、運用通知第 3 の 5 の(3)の規定に基づき毎年度利用意向調査を実施した場合にあって、公社に対し農地の情報提供をする場合は、内容を確認したうえで、別記様式例 9 により公社に対して速やかに通知するものとする。

ただし、次に掲げる農地については除くものとする。

- (1) 市街化区域の農地
- (2) 所在が明らかでない農地

2 前項で、内容の確認及び添付書類は第 4 に準ずるものとする。

(農業委員会への通知)

第 15 公社は、第 14 により農業委員会から通知がなされた場合は、その内容を確認したうえで、規程第 5 条に基づき管理権を取得できないと判断した場合は、別記様式例 10 により速やかに農業委員会へ通知するものとする。

(利用意向調査の結果表明通知)

第 16 農業委員会は、第 15 で公社へ通知した農地情報のうち、利用意向調査の結果が表明され、所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった場合においては、第 1 に基づき速やかに公社へ通知するものとする。

(所有者等及び借受希望者への意向確認等)

第 17 公社は、第 15 で管理権を取得できると判断した場合は、第 2 の 2 に準ずるものとする。

(所有者等及び借受希望者への意向確認等の報告)

第 18 委託者は、所有者等の意向の確認及び借受希望者に対する当該農地に係る借受けの意向確認、協議及び調整結果については、第 2 の 2 及び第 3 に準ずるものとする。

(遊休農地のリスト化)

第 19 第 15 により、公社が通知した遊休農地について、農業委員会が改めて運用通知

第4の(1)に基づき、農地又は非農地と判断した場合において、農業委員会は、別記様式例11により公社に情報提供するものとする。

2 前項で、提供を受けた遊休農地について、公社は、別記様式例12によりリストを作成し、これをホームページにより公表し、借受希望者を募るものとする。

公表するにあたっては、農業委員会は、これに協力するものとし、最適化推進委員等に情報を提供する等借受者の早期確保に努めるものとする。

3 農業委員会は、公社が公表した農地について、管理権の設定以外の権利設定が行われた場合にあつては、随時、公社に報告するものとする。

(様式例等の変更)

第20 公社は、別記様式例について、重要な変更をする場合で、より円滑な事務処理が行えると判断した場合には、農業委員会等と協議のうえ当該様式例等を変更することができるものとする。

ただし、軽微な変更をする場合はこの限りではない。

(その他)

第21 この要領に定めのない事項については、農業委員会等と協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成28年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、令和5年4月3日から施行する。

2. この要領の施行前に農業委員会から提出がなされた農地情報等に係る第3、第15及び第16に規定する農業委員会及び所有者へ通知に係る管理権の取得判断については、改正前の規程第5条を適用する。